

平成25年 教育委員会第11回定例会 会議録

日 時 平成25年 6月25日 (火)

午後 3時00分～午後 3時58分

場 所 教育委員会室

議事日程

第 1 報告

【子ども総務課】

(1) 平成25年第2回区議会定例会報告

(2) 教育再生実行会議の提言について

【指導課】

(1) 東京都立港地区第二特別支援学校(仮称)の開設(平成26年4月)

第 2 選挙

【子ども総務課】

(1) 教育委員長選挙 教育委員長職務代理者の指定

第 3 その他

出席委員 (5名)

教育委員長	中川 典子
教育委員長職務代理者	近藤 明義
教育委員	市川 正
教育委員	古川 紀子
教育長	山崎 芳明

出席職員 (9名)

子ども・教育部長	大畠 康平
次世代育成担当部長	高橋 誠一郎
子ども総務課長	村木 久人
副参事(特命担当)	大井 良彦
子ども施設課長	辰島 健
子ども支援課長	亀割 岳彦
児童・家庭支援センター所長	山下 律子
学務課長	依田 昭夫
指導課長	佐藤 興二

欠席委員 (0名)

欠席職員 (1名)

参事(子ども健康担当)	田中 敦子
-------------	-------

書記（2名）

総務係長	久保 俊一
総務係員	田口 有美子

中川委員長 | 開会に先立ち、本日、傍聴者から傍聴申請があった場合は、傍聴を許可することといたしますので、ご了承ください。
ただいまから、平成25年教育委員会第11回定例会を開催します。
本日、田中参事（子ども健康担当）は所用により欠席です。
今回の署名委員は、古川委員にお願いいたします。

古川委員 | 承知しました。

◎日程第1 報告

子ども総務課

- (1) 平成25年第2回区議会定例会報告
- (2) 教育再生実行会議の提言について

指導課

- (1) 東京都立港地区第二特別支援学校（仮称）の開設（平成26年4月）

中川委員長 | 日程第1、報告に入ります。
報告は3件あります。
初めに、子ども総務課長より報告をお願いいたします。

子ども総務課長 | それでは、子ども総務課からご報告を2件申し上げたいと思います。
最初に、平成25年第2回区議会定例会につきまして簡単にご報告させていただきます。
昨日、6月24日、平成25年第2回区議会定例会が開会しました。開会に当たっての区長招集挨拶を本日資料としてお配りさせていただいております。
教育及び子育て推進に関するものとしましては、1番の少子化対策についての部分になります。内容としましては、少子高齢化という社会構造の変化に対し、行政としてどう対応していくかが次世代育成支援であるとの認識のもと、これまでこの委員会でもご報告させていただいております待機児童対策や子育てがしやすい地域づくりなど、各種施策について述べたものです。
なお、項目の最後にございますように、本定例会において、私立認可保育所及び学童クラブの設備・運営に係る補助金を補正予算として提出しております。
また、この挨拶の最後にございますように、先般の教育委員会で説明させていただきました区立神田一橋中学校改修工事に関する契約案件3件を議案として提出しております。
次に、今週の6月27及び28日に行われます代表質問及び一般質問につきまして、区議会議長に通告があった質問項目を資料としてお配りさせていただ

いております。

こちらのうち網かけがしてあるものが、教育及び子育て推進に関するものでございます。こちらの具体的な内容及び答弁につきましては、次回の教育委員会で改めてご報告させていただきたいと思っております。

第2回定例会関係につきましては以上です。

引き続き2件目の報告に入らせていただきます。

教育再生実行会議の提言についてでございます。

国で教育再生実行会議が設置され、開催されておりますが、こちらから幾つか提言が出されております。皆様、既に新聞報道等でご承知のことと思っておりますが、情報提供の意味で、本日こちらの報告事項に入れさせていただきました。

本年度に入りましてから、安倍内閣のもとでこちらの教育再生実行会議が現在までのところ、9回ほど開催されております。この会におきまして、安倍総理は、教育再生の最終的な大目標を、世界のトップレベルの学力と規範意識を身につける機会を保障していくことにあると発言されています。また、この会議における審議内容としまして、第1番目にいじめ問題への対応、第2番目に教育委員会の抜本的な見直し、第3番目に大学のあり方の抜本的な見直し、4番目にグローバル化に対応した教育、5番目に6・3・3・4制のあり方、最後6番目に大学入試のあり方、これらが審議項目として挙げられております。

このうち第1番目のいじめ問題、第2番目の教育委員会の見直し、第3番目の大学のあり方の見直しに関しまして、それぞれ第一次から第三次まで提言が出されているところです。特に、教育委員会制度のあり方についての第二次提言は、今後の教育委員会の運営にも少なからず影響を及ぼすものと思われるので、委員の皆様方、既にご存じかと思っておりますが、本日こちらを報告事項とさせていただきます。若干報告が遅れてしまって申し訳ございませんでした。

資料といたしまして、教育再生実行会議の趣旨と構成員について、A4のものが1枚ずつ、それから第一次提言から第三次提言まで、ホチキス止めのものが3部ついてます。こちらの資料に従って簡単にご説明したいと思います。

初めに、第一次提言、いじめ問題等への対応についてです。

こちらですが、国を挙げて教育再生に取り組む新たなきっかけとなりましたのが、一昨年、滋賀県大津市で発生しましたいじめを原因とする中学2年生男子生徒の自殺事件であったこともあり、この教育再生実行会議でも第1番目の審議事項として、いじめの問題が取り上げられたものと思われま

す。提言の内容としましては、道徳教育の抜本的な見直し、社会全体でいじめ問題に対峙していくための法整備、学校、家庭、地域、関係機関の連携体制の構築、いじめている子に対する適切かつ効果的な指導などが項目として挙げられております。

また、大阪市立桜宮高校で発生しました、バスケットボール部の元顧問による暴力を受けたということで生徒が自殺した問題、こちらを受けまして、部活動での体罰の問題等にも言及しております。

なお、いじめ問題対策の法制化につきまして、先日の6月21日にいじめ防止対策推進法が全国で成立したところでございます。

簡単ですが、一次提言については以上の説明とさせていただきます。

次に、教育委員会制度のあり方についての第二次提言でございます。

資料を1枚おめくりいただきまして、「はじめに」というところに、提言の冒頭にもございますが、先ほどのいじめ問題、あるいは体罰の問題の議論でも出ました津州市や大阪市、こちらの事件の反省も踏まえまして、教育行政における責任体制の確立を行う必要があるということで、教育制度の根幹であります教育委員会制度について、教育委員会の原点に立ち返って見直す必要があるとされております。

教育委員会制度の見直しの内容につきましては、1、「地方行政の権限と責任を明確にし、全国どこでも責任ある体制を築く」という項に特に記載されてございます。提言の中では、現行の教育委員会制度につきまして、非常勤の委員の合議体である教育委員会の限界が指摘され、教育に携わる個々の人間の能力に頼った属人的なものに期待するのではなく、どの地域でも責任ある教育行政が可能となるような体制を制度として築く必要があると、このようにされております。他方で、提言は、現在の教育委員会制度が、教育の政治的中立性、継続性あるいは安定性を確保する上で一定の機能を果たしてきたことを評価し、こうした政治的中立性等の確保は引き続き重要であるとしております。

このような観点を踏まえ、具体的にどのような方向性で制度の見直しを行っていくかということについてですが、2番目の提言の一番最後にイメージ図がついていると思いますが、こちらをご覧いただきたいと思っております。上の図が現在の教育委員会制度です。

現在は首長が議会の同意を得て教育委員の皆様の任命を行っております。さらに、任命されました教育委員の皆様によって構成されます教育委員会において、委員の中から代表者である教育委員長と実際に教育事務をつかさどる教育長を選出し、教育委員会の指揮監督を受けた教育長のもとで我々事務局が個々の具体的事務を行っていく、そういった仕組みになっております。

これに対しまして、提言で出されました制度改革後のイメージが、下の図になります。

改革後の制度では、教育長が教育行政の責任者となり、首長は――区長です、区長が議会の同意を得て教育長を任命することになります。これによりまして、教育行政の責任主体を明確にしようとするものです。教育長を教育行政の責任者とするに伴い、教育委員会はその性格を改め、その機能は地域の教育のあるべき姿や基本方針などについての審議を行い、教育長に対し大きな方向性を示すとともに、教育長による教育事務の執行状況に対す

るチェックを行う、そういった形になります。また、政治的中立性等を確保するため、特に教育長が教育方針や教育内容にかかわる事項を決定するに当たりましては、教育委員会で審議しなければならないとするなどの制度上の措置を講ずることとしております。

このような制度のもとにおきましては、教育長の存在が非常に重要なものとなりますので、あわせて教育長が地方公共団体の教育について十分責任を果たすことができるよう、指導主事等の専門職の配置の充実、弁護士等の外部専門家による支援体制の整備、首長と教育長との連携強化、学び続ける教育長の育成に国が一定の責任を果たすことなどが必要とされております。

また、教育委員の人選につきましては、保護者、コミュニティ・スクールの関係者、文化・芸術、スポーツ等で顕著な功績のある者の活用も考慮するとしております。

これらの方針のもと、新たな地方教育行政体制において、教育委員会で審議すべき事項、その取り扱い、教育委員の任命方法、教育長の罷免要件等の詳細な制度設計につきましては、今後、中央教育審議会において、さらに専門的に審議されることを期待するとされております。

提言では、次に、2番、3ページになりますが、責任ある教育が行われるよう、国、都道府県、市町村の役割を明確にし、権限の見直しを行うとしていきます。教育についての最終的な責任は国にあるとしつつ、地方の実情等を考慮し、地方の創意工夫を生かした教育が展開される必要があるとされております。

具体的には、学習指導要領や学級編製の標準等について、教育のナショナル・スタンダードを維持しつつ、各地方公共団体がそれぞれの創意工夫によって、特色ある教育を十分展開できるようにする。

また、具体的教育行政については、原則として地方公共団体みずからが判断し、責任を負うとしつつ、いじめや体罰などの問題で指摘されたような子どもたちの生命・身体や教育を受ける権利が侵害されたりする場合には、最終的には、国が是正・改善の指示を行えるようにするとしています。

また、教師の人材確保について、地域格差を生じさせないため、国、都道府県、市町村の役割を明確にして、相互の権限や関係を見直す必要があるとしているほか、教職員の人事についての校長の権限強化のため、校長の意向の反映に努めることや教師の育成の積極的な取り組みについて言及しております。

また、地方教育行政や学校教育の第三者評価の仕組みについても検討するとしています。

提言では、最後に、3番目として、地方教育行政や学校運営に対し、地域住民の意向を適切に反映するとして、社会総がかりで教育再生を実行していくため、地域住民の意向が学校運営に適切に反映されなければならないとしております。地域住民、保護者を初め、学校を支える関係者の思いが教育に反映される仕組みとその適切な運用が必要とし、コミュニティ・スクールの

一層の活用などを提言しております。

以上、簡単でございますが、主に教育委員会制度の改革について、第二次提言の内容について説明させていただきました。

次に、第三次提言に移ります。3番目の「これからの大学教育等の在り方について」というつづりをご覧ください。

こちら、第三次提言につきましては、大学のグローバル化、イノベーション創出のための教育・研究環境づくり、社会において求められる人材を送り出すための大学の教育機能の強化、社会人の学び直しのための大学の機能強化、また大学の経営基盤の強化の必要性、これらが提言されております。

こちらにつきましては、簡単ですが以上でご報告とさせていただきます。

教育再生実行会議の提言につきましては、今後も新たな動きがあった場合には、この委員会で随時情報提供をさせていただきたいと思っております。

報告は以上です。

中川委員長

ありがとうございました。

この2つの件に関しまして、何かご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

市川委員

これからどのくらい時間をかけてかわかりませんが、この教育再生実行会議の検討がされた上で、提言が出そろった上で中央教育審議会に諮って、再度検討してもらおうと。再度というか、教育行政については中央教育審議会が主体になるわけでしょうから。それに基づいて法律の改正ということで、かなり時間がかかるのかもしれないということが1つあるんですけども。

我が千代田区にとって一番その際に問題になるのは、これは中央教育審議会での審議だとかほかの提言とかがどういうことになっているのかわからない段階で、素人の私が言うのも何ですが、本区としては、今の、0歳から18歳までが一括して教育委員会の仕事、それは委任であるとか、補助執行だとかいろんなことがあるんでしょうけれども、0歳から18歳児までを守備範囲にするということでこれまでやってきたわけですね。そのこと自体決して悪いことではなかったなとは思いますが、去年でしたか、ことしになってか、例の企画総務委員会で呼ばれたときに、私はそう発言して、少し早まったかなと思いましたが、そのあたりは、見直すべきは見直さないといけないという発言をした覚えがあります。つまり子育ての部分、母親の育児教育みたいなものを含めて、そういうことを今、守備範囲として扱っていますが、この法改正なり中央教育審議会での審議によっては、かなり事務的に教育の面に限られてくる可能性がある。そうすると、今までやってきたことについて、我々が望もうが望むまいが、多分法改正になるでしょうから、教育委員会は教育行政について、今までと違って、主体は教育長並びに首長さん中心になって決めて、そういうことについて必要な助言をするんだということが書いてありますよね、今の提言では。そういうことなんで、そのあたりをきちんと見ていく必要があると思っております。その前に、今まで我が区のやり方は、ど

ういう点が良くて、どういう点が問題だったのかをきちんと整理しておく必要があるという提案です。

いずれにしても、中央教育審議会並びに法改正を待って、この問題が進んでいくはずですので、その前段として、そういうことを実務的に整理していただくし、整理したものについて、我々も意見があれば意見させていただくということをしていく必要があると。雑駁ですが、感想としてそう思っております。

中川委員長

ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

古川さん。

古川委員

いじめのところですけども、学校、家庭、地域一丸となっていじめに向き合う、3番の中に、教育委員会は、学校が適切な対応をした場合、適正に評価するとありますが、教育委員会は、学校に対していつもどういった評価をしているのでしょうか。「教育委員会は、学校の取組を支援し、いじめ問題への適切な対応に努める学校や教職員を適正に評価する」という文言がありますが、この場合、「評価」とはどういったことでしょうか。

指導課長

多分「評価」という言葉を耳にしますと、教員の業績評価だとか、職員の評価そのものと捉えられがちだと思います。ただ、これは文部科学省も示しているように、教員の業績評価とは違う意味での評価になるかと思えます。適切な対応に努める学校や教職員を適正に評価するということで、いじめが起きていて、わかっているにもかかわらず何も手を打たなかったというような教員に対しては、やはりそれは指導する値があるであろうというようになると思います。当然、いじめが起きたら、即、早期発見早期対応じゃないですけども、対応してしかるべきだとなりますので、実際のいじめが起きた対応についての業績評価は微妙なところではありますが、教育委員会事務局、特に指導課が教職員に対しての指導、助言をしていく立場にありますので、そういった意味も含めて、こちらに表記されているのではないのかと思えます。

市川委員

私が申し上げるのも変ですが、先ほど発言しました点で、一言だけ申し上げれば、これはあくまでも国に、まず総理のもとにこういうものができてという経緯はあるんですね。臨時教育審議会で、当時、中曽根総理大臣のときそういうものができて、いろいろ提言があって、それから中央教育審議会で、それは専門的にずっと続いている審議会ですが、そこに諮って、必要な法律を改正するという、かなり長時間の審議等があるわけですし、したがってこの段階の実行会議というのが、すぐに実行できるような案、あるいはこういうときにはこうしなさいというようなこと、直ちに法改正なりに結びついていくかということ、なかなかそうもいかない部分もあると思います。非常に幅広い意見を聞かないとできないような部分もありますので、指導課長が言ったようなことになるとは思いますが、非常にこれからこの問題についてはいろんな方がいろんなことを発言されたり、いろんな面から検討されると

思いますので、何を言っているかというのを我々が教育委員としてつかんでいく、勉強していく、情報を得ていくということが必要だろうなと私は思います。ですから、行政的に、今この点をどう考えるんだと言われても、お答えするのは難しい話で、むしろ我々が、こういう点はこうなるとすればこういうところに問題があると思いますよと。我が区においてはね。という視点で物を言っていく必要があるのかなというふうに、大変出過ぎたことを申し上げて恐縮ですが、個人的な見解としてはそういうことです。

古川委員
子ども総務課長

ありがとうございます。

補足させていただいてよろしいですか。

ただいま古川委員からご質問がありました、このいじめ問題の適切な対応に努める学校や教職員を適正に評価するというこの意味ですが、これはいじめがあったということで、学校自体にやはりマイナスの評価、これはされても、そういった原因をつくってしまった以上は仕方がない面もあるかと思いますが、マイナス評価が過度に強調されますと、学校がそういったいじめを隠蔽するような方向に働きやすくなりますので、そういったことだけではなく、それを認めた上で適正な対応をしたこと、適正な対応についても、こちらについてはプラスの評価をして、それでいじめを隠さないような体制をつくろうという、そういった趣旨の記述でございます。

古川委員
市川委員

よくわかりました。ありがとうございます。

難しいですよ。隠すなって言ったら、隠していることがわかるくらいなら、教育委員会に公表しちゃうわけですからね。ですから、こういうところでいろいろなアイデアなり考え方が示されるという感じですけど、実際に現場で何かをやるような人は、いろいろと今後検討していかなきゃならないケースがたくさん出てくるんじゃないでしょうかね。

中川委員長
市川委員

これは提言ですから。

そうなんです。おっしゃるとおり、委員長の。だから、先ほどちょっと中曾根元首相を例えに、臨時教育審議会というのを言いましたけれど、あのときもそうだったんですけども、みんなでいろんな意見を言って、それをまとめていくのに時間がかかったりして、中央教育審議会でもいろんな意見が出てきたりとか、そういうことがあってですね。

中川委員長
市川委員

教育委員としては、これがどういう形になっていくか見ていくということがあります。

本区の場合、教育委員会の守備範囲が結構広いですよ。ですから、いろんな問題に影響が出てくると思うんですね。それが良いほうに出てくればいいんです、困ったなというようなことも出てくるだろうと思うんですね、審議の方向によっては。そういうことはあらかじめ整理して議論しておかないといけないのかなと。いきなり教育委員は何と言ったなんて、教育長に言われたって、話題になっていなければ何とも答えようがないでしょうから。

中川委員長

はい。

近藤委員

私は市川委員がおっしゃった考え方に基づいて、これの最終的なものが出る前に、教育委員会事務局の方なりにまとめていただきつつ、教育委員会で議論を重ねていく必要があると感じています。

私は昭和18年生まれですので、戦後教育のいい意味での恩恵をこうむりつつ成長し、教育界に身を投じたのが昭和41年、大学を卒業して教員生活を送っているわけですね。まだ教員になりたてのころには、当時の社会というものを背景にして、教育に携わる者というのが何となしに尊敬される時代、広い言い方をして、学校とか教員とかというのは、社会の尊敬を得ていた時代があったと思っています。それが、世の中が進歩する中、特にここ15年、20年という時間ででしょうか、情報化と言われるその社会を背景にした中で、今まで学校が社会をある意味でリードして引っ張っていったところから、ちょうどその逆転現象が起こってくるんですね。それは、学校の内部にいた者は当然気がついていたのですが、公教育であるがゆえに、学校の教育の中身も含めて、全て法律でがんじがらめになって動けない状況があるわけです。その間に、社会というか世の中がリードをして、今、学校が、それから教育界が追いつこうという時代になってしまっていますよね。

まさに提言の2番目にある教育の責任は最終的には国である、ナショナル・スタンダードを維持しながらという文言がございますよね。今まではもう、ナショナル・スタンダードとして非常にかちつとしたものであったわけですね。例えば教育内容の学習指導要領は、あそこに示された以上のことは進んではいけないという内容であったものなんです。それは、学問体系が崩れるからそういうことはしてはいけないと。示された内容を年次を追って学んでいくということだったものが、前回の学習指導要領から、発展的な学習ということで、その足かせは外されて、少しずつ変わっている。今、地域の実態に応じてという言い方が非常に多くなっていますけれども、示された教育委員会制度の方向性は、私自身は大変素晴らしいものだと思っています。これがもう少し、いろいろと細かいところが整備されて、実際にいつからスタートできるのかわかりませんが、こういう考え方で新たなものが動き出したら、本当によくなるだろうなど、これまでの経験と照らし合わせつつ、感じております。大変期待しているところです。

中川委員長

ありがとうございました。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

(なし)

中川委員長

では、この件はこれまでにいたしまして、次、指導課長より報告お願いいたします。

指導課長

東京都立港地区第二特別支援学校（仮称）の開設についてのご報告です。

もう既に委員の皆様はご承知だと思いますが、こちらの資料の1枚目、「千代田区における特別支援教育について」をご覧ください。

こちらの都立港地区第二特別支援学校の開設に際し、千代田区における特

別支援教育についてお話をした上でご説明申し上げたほうがよろしいかなと
いうことで、1枚まとめております。

こちらには、東京都の特別支援教育推進計画との関係ということで、まず
1点目、推進計画の概要について記載されております。

計画の基本理念といたしましては、発達障害を含む障害のあるお子さんた
ち一人一人の能力を最大限に伸ばすために、乳幼児期から学校卒業までを見
通した社会的自立を図ることのできる力、あるいは地域の一員として生きて
いける力を培い、共生社会の実現に寄与するものだというものはご承知かと
思います。

なお、この計画の背景には国の動向がございまして、学校教育法の一部改
正がありまして、大きく4点ほどございます。

これまでの教育の名称は、「養護学校」という名称でしたが、「特別支援
学校」という新たな名称にして、複数の障害種別に対応した教育を行うとい
うものでございます。2点目が、地域の特別支援教育のセンター的役割をそ
の特別支援学校が担うということ。3点目が、これまで「心身障害学級」と
いう名称であったものが、「特別支援学級」という名称になりますというこ
と。それと、4点目が非常に大きかったかと思いますが、小学校等に在籍す
る特別な支援を必要とする子どもたちに対して、特別支援教育を推進し充実
していくというものでした。

平成16年11月にこの東京都の計画が策定され、平成25年度までの10年間の
長期計画でございました。第一次、第二次、第三次と実施計画が行われてお
りまして、今回は第三次実施計画が進んでいるところですが、この港地区の
特別支援学校の開設は、第二次実施計画、平成20年から平成22年度までの間
に計画されているものでございます。

こちらの下にありますように、第一次実施計画、先ほど申し上げましたよ
うに、国の動向の中で、4点目の特別な支援を必要とする小学校等に在籍す
る子どもたちへの特別支援の教育を推進するというものを受けて、本区にお
きましては、名称等の変更もありましたが、学習生活支援員の配置を平成19
年度から行っています。また、平成18年度からは、巡回相談員を配置してお
ります。なお、こちらは、発達支援アドバイザーと名称が変わっておりま
す。そういった形で、特別な支援を必要とする子どもたちへの特別支援教育
が始まっております。

そして、第二次実施計画、裏面にあります別紙1です。こちらの(2)の
適正な規模と配置をご覧ください。

こちらは、特別支援学校をさまざまに適切な配置をしていきますというも
ので、知的障害が軽い生徒を対象とした高等部の増設だとか、あるいは視覚
障害、知的障害を併置する学校の設置だとか、あるいは知的障害と肢体不自
由を併置する学校の設置だとか、あるいは知的障害、肢体不自由の学校に通
っている通学区域や地域バランスを考慮した適正な規模と配置を進めるとい
うものでございます。その中で、今回、港地区の整備が進められ、来年度開

設するというものがございます。

参考に、今進んでおります第三次実施計画につきましては、別紙2、2枚目になろうかと思えます。別紙2のA4横判のものでございます。こちらのほうにも、左の真ん中のボックスに、1の①知的障害特別支援学校の再編整備というものがございます。引き続きこのように、平成32年を目途に再編整備をしていくというものでございます。

また、この第三次実施計画の一番の目玉になると思いますが、真ん中のボックス、2の①、「区市町村における特別支援教育体制の充実」ということで、少し話はずれますが、既に本区で行われております校内通級制度のようなもので、通常の在籍校に特別支援教室を設置し、そちらに通級指導学級の教員が巡回指導していくというもので、これまでの子どもが通級、学校に行くのではなくて、先生が子どものほうに行って指導するという大きな転換が図られようとしております。なお、モデル地区として、既に実施している区があり、それが今後、千代田区でも実施する予定になっております。

もう一度、1枚目の表面をご覧ください。2番の千代田区の特別支援教育ということで、こちらが本区に在住している子どもたちで、特別支援学校に通学している子どもたちに関係するお話をさせていただきます。

まず、知的障害特別支援学校に通われているお子さんたちは、今現在、江東特別支援学校の小中高等部に在籍をしております。現在、中学部に4名、高等学部に2名、計6名が在籍をしております。第二次実施計画に基づいて、江東特別支援学校も同様に再編されます。また、今回ご説明申し上げます港地区第二特別支援学校が平成26年に開校されます。どうなるかといいますが、26番の江東地区第二養護学校は、小中学部になります。これが、千代田区の主に神田地区のお子さんたちを対象としていきます。一方、本区の麴町地区の小中学部へ入学可能なお子さんたちは、港地区の第二特別支援学校に通うこととなります。なお、高等部につきましては、引き続き江東特別支援学校です。ただ、再編成されますと、学校の位置が変わったりします。

別紙2の裏面をご覧ください。

東京都の地図が記載されておまして、「都立特別支援学校配置図(案)(平成32年度現在)」というものです。先ほど申し上げました番号がついています。江東特別支援学校が13番、「千代田区」と書いてある文字の右に丸で13番があります。こちらが江東特別支援学校です。そのすぐ上、丸の26番があります。こちらが江東特別支援学校の第二養護学校としまして、小中学部がこちらに変わります。ですので、通学時間が若干、バスを使うのですけれども、延びてしまうということも想定されております。

一方、麴町地区の小中学部に通うお子さんたちは、28番ですので、千代田区の千の字の左斜め下に28番がございます。こちらに通うことになるというものでございます。

なお、肢体不自由特別支援学校につきましては、墨東特別支援学校、視覚障害特別支援学校、聴覚障害、病弱特別等につきましては、全学校選択可能

となりますので、その障害種別に合った特別支援学校に入ることになっております。

なお、こちらは平成26年4月から港区で開校となりますので、対象になるお子さんがいる場合にはということで、今度の7月2日の校園長会において支援学校の先生みずからご説明にいらっしゃる予定になっております。

報告は以上です。

中川委員長

ありがとうございました。

この件につきましてご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

今、対象になるお子さんはどのぐらいいらっしゃるのでしょうか。

指導課長

先ほど申しあげましたように、現在、江東特別支援学校に在籍している6名のお子さんたちが、平成27年度に中学部に在籍をしていれば、26番の学校に場所が変わります。また、高等学部に関しましては変わりはありません。卒業まではいらっしゃると思います。

ただ、この中学部4名のうち高等部に進学するという場合には、13番の江東特別支援学校、そのまま同じ校舎で学ぶという形になります。

ただ、今現在、小学校6年生が何人ぐらい対象になるのかというところまでは把握し切れていません。

中川委員長

わかりました。

よろしいですか、この件に関しまして。

(なし)

◎日程第2 選挙

子ども総務課

(1) 教育委員長選挙 教育委員長職務代理者の指定

中川委員長

では、報告が終わりましたので、日程第2、選挙に入りたいと思います。

委員長選挙について、子ども総務課長より説明をお願いいたします。

子ども総務課長

それでは、委員長選挙についてご説明させていただきます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条2項に、「委員長の任期は1年とする。ただし再選されることができる」と規定されております。中川委員長は平成25年6月29日までが委員長としての任期となっております。その任期が到来いたしますので、委員長選挙をお願いしたいと思っております。

なお、新しく選ばれます委員長の任期は、平成25年6月30日から1年間となります。委員長の選任方法は、千代田区教育委員会会議規則第6条により、単記無記名投票と規定されておりますので、この方法により行います。

投票事務及び開票事務を田口主事をお願いしたいと思います。

(投票用紙配付)

子ども総務課長

ただいま投票用紙をお配りさせていただきました。それでは、投票をお願いしたいと思います。

(投票)

子ども総務課長 それでは、全員の投票が終わりましたので、これから開票したいと思いますが、しばらくお待ちいただきたいと思います。

(開票)

子ども総務課長 それでは、田口主事から開票結果の発表をお願いいたします。

事務局 委員長選挙の開票結果を報告いたします。

近藤委員3票、市川委員1票、中川委員1票でございます。

子ども総務課長 委員長には近藤委員が選出されました。

委員長の任期は、平成25年6月30日から平成26年6月29日までとなります。

続きまして、委員長職務代理者の指定を行います。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条4項に、「委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、あらかじめ教育委員会の指定する委員がその職務を行う」と規定されております。

また、先ほど新委員長が選出されましたことから、改めまして委員長職務代理者の指定をするものです。

指定の方法は、千代田区教育委員会会議規則第7条により準用される第6条に基づき、単記無記名投票で行います。

投票及び開票は、田口主事に引き続きお願いしたいと思います。

(投票用紙配付)

子ども総務課長 それでは、投票をお願いいたします。

(投票)

子ども総務課長 開票いたしますので、少々お待ちください。

(開票)

子ども総務課長 それでは、田口主事から開票結果の発表をお願いします。

事務局 委員長職務代理者選挙の開票結果を報告いたします。

市川委員2票、古川委員2票、中川委員1票でございます。

子ども総務課長 ただいまの結果、最多票を得た方が2名となります。この場合、千代田区教育委員会会議規則第6条2項但書きに基づきまして、最多得票数を得たものが2名以上あるとき、これらのものにつき改めて投票することとなります。

市川委員と古川委員、こちらの2名で改めて投票したいと思います。

ただいま投票用紙をお配りしますので、少々お待ちください。

市川委員 例外はないですか。つまり私以外にさせていただきたいと思うんですが…。歳ですし、私も。

子ども総務課長 規定上、辞退の規定はないため、少々協議させていただいてよろしいですか。

規則上やはり選挙によって選任することとされておりますので、規則どおりただし書きに基づきまして、改めてお二方で選挙を行いたいと思います。

よろしいでしょうか。

市川委員	わかりました。
	(投票用紙配付)
子ども総務課長	それでは、投票をお願いいたします。
	(投票)
子ども総務課長	お待たせしました。
	それでは、田口主事より開票結果の発表をお願いします。
事務局	委員長職務代理者選挙の開票結果を報告いたします。
	古川委員4票、市川委員1票でございます。
子ども総務課長	それでは、古川委員を委員長職務代理者に指定することといたします。
	委員長職務代理者の任期は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条第4項においては特に定められておりませんが、委員の任期が終了する日まで、または、これまでの運用によりまして、次の委員長選挙が行われる日までとさせていただきます。
	それでは、新委員長の近藤委員長、ご挨拶をお願いしたいと思います。
近藤委員	思わぬ方向でしたけれども、皆さんのご協力をいただきながら、精いっぱい務めてまいりたいと思います。よろしくをお願いいたします。
	(拍手)
子ども総務課長	引き続き職務代理者、古川委員、ご挨拶をお願いいたします。
古川委員	考えてもいなかった展開でびっくりしました。これからもご指導をいただきながら頑張りたいと思います。よろしくをお願いいたします。
	(拍手)
子ども総務課長	委員長選挙につきましては以上でございます。
中川委員長	ありがとうございました。

◎日程第3 その他

中川委員長	それでは、そのほかに何か教育委員会事務局からありますでしょうか。よろしいですか。
	(なし)
中川委員長	教育委員から何かありますでしょうか。いいですか。
	(なし)
中川委員長	先程の教育委員会の答申、提言にも関係するかとも思いますが、きょうの東京新聞の1面ですけれども、教育委員会に請願しても、その何分の1しか教育委員に上がっていなかったということで、教育委員会が声を選別しているんじゃないかということが書いてありました。教育委員会への請願の法規定というのはないらしいですが、教育委員にいろんな声が上がらないということの批判だと思います。千代田区の場合に、請願ではないけれども、上がってきた場合、それがどこまで私たちに来るのかということを考えておかないといけないのかなと思いました。請願を、結局教育委員会の事務局が選別しているから、教育委員というのは裸の王様になっているんじゃないかという

ことが出ていたので、いろんなことがあったときに、私たちに教えていただけるといいかなと思いました。

教 育 長 千代田区の教育委員会では、教育委員会宛て、あるいは教育委員長宛てということで、仮に請願なり陳情なり文書が出されたとすれば、これは教育委員会にきちんとご報告させていただくつもりであります。

中川委員長 わかりました。

ほかによろしいですか。

子ども総務課長 最後に、中川委員長、本日で委員長として最後の委員会になりますので、一言ご挨拶をお願いしたいと思います。

中川委員長 拙い委員長で1年間務めさせていただきまして、何とか1年たちましたが、いろいろお世話になりまして、ありがとうございます。これから近藤委員長という頼りがいのある委員長にやっていただきますので、私もぜひ応援させていただいて、足を引っ張らないようにいたしますので、よろしくお願いいいたします。

(拍 手)

中川委員長 では、本日の定例会を閉会いたします。ありがとうございます。